

## 柔道整復師にかかるときの注意

整骨院・接骨院は最近数も増え、皆さんの身近にあり、いつでも気軽に利用できますが、病院・診療所等と違い健康保険の使える範囲が限られています。

被保険者やご家族の方が利用される場合、正しく理解され受診していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

皆さんの大切な保険料を有効に活用するために、医療費の適正化に取り組んでいます。

柔道整復師（接骨院・整骨院）			
1	<b>保険証が使える場合</b>		
	1-1	打撲	外力（衝撃）が加わり、皮膚に傷（創）が存在しない
	1-2	ねんざ（捻挫）	出血を伴う外傷があれば柔道整復師にかかれません
	1-3	肉ばなれ	筋肉繊維の部分断裂を起こした状態
	1-4	骨折・脱臼	<b>やむをえない緊急手当の時のみ。医師の同意が必要です</b>
業務上災害、通勤災害以外のはっきりとした直接的関係（原因と結果）が存在する「落下」「打撃」等の急性・外傷性傷病と、亜急性の「使い方の間違いによる」自覚ができないにもかかわらず損傷が発生した場合			
2	<b>保険証が使えない場合（自費診療のケース）</b>		
	2-1	仕事や家事など、日常生活における単なる疲れ、肩こり、腰痛など	
	2-2	スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛など、負傷原因のない肉体疲労など	
	2-3	神経痛（リュウマチ、慢性関節炎、ヘルニアなど）からくる痛みやコリ	
	2-4	脳疾患後遺症などの慢性病	
	2-5	加齢による腰痛や五十肩の痛み	
	2-6	打撲・ねんざが治ったあとの漫然としたマッサージ代わりの利用	
	2-7	治癒が見込まれない長期の漫然とした利用	
	2-8	同一の負傷について、同時期に医療機関と重複してかかることはできません	
	2-9	交通事故の場合	
2-10	業務上の負傷の場合		

### 1. 柔道整復師にかかるときはここに注意しましょう

1	<b>負傷原因を正確に伝えてください</b>
	外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害や通勤災害に該当する場合は、健康保険は使えません。また、交通事故に該当する場合は必ず健康保険組合に連絡してください。
2	<b>委任欄への署名（捺印）は、負傷原因、負傷名、日数、金額を確認し自分でしましょう</b>
	皆さんの署名がある場合のみ、療養費が支払われます。①支払い額と自己負担額が合っているか。②受診回数は合っているか③負傷原因は正しいか④施術内容が合っているか
3	<b>領収書をもらいましょう</b>
	領収書は所得税の確定申告の控除対象になりますので、大切に保管してください
4	<b>施術が長期（三ヶ月間以上）にわたる場合は医師の診察を受けましょう</b>
	長期の場合は内科的要因も考えられますので、病院・診療所等で受診しましょう

## 2. 施術内容について、健康保険組合から確認をお願いすることがあります。

整骨院・接骨院の請求のなかには、健康保険の対象にならない施術の請求や架空・水増し請求など、適正に欠ける請求も一部にみられます。

健康保険組合では、請求内容と皆さんが実際に受けられた施術内容が一致しているかを確認するため、施術日や施術内容などについて、文書で確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

健康保険組合の財政健全化のためにも、皆様のご協力をお願いします。

### こんなときは？柔道整復師のQ&A

No.	質問	回答
1	持病の肩や腰の痛みが慢性化して取れない場合、整骨院・接骨院（柔道整復師）にかかれますか？	負傷日時がはっきりしない原因不明の肩や腰の痛みに対する施術は、健康保険の対象外ですので、整骨院・接骨院（柔道整復師）での施術料は全額自己負担になります。 なお、痛みや違和感が長く取れない場合は、重大な疾患を見落としている場合がありますので、医師の診断を受けましょう
2	数年前に治った箇所が痛みだしましたが、健康保険は使えますか？	以前に負傷し治った箇所が、発生原因がわからず自然に痛みだしたのものや、交通事故・脳疾患の後遺症などの慢性疾患への施術には健康保険は使えませんので、必ず医師の診察を受けるようにしてください
3	スポーツ疲労や筋肉痛で、健康保険は使えますか？	単なる疲労回復などの場合、整骨院・接骨院での施術は全額自己負担となります。 また、最近流行のクイックマッサージには健康保険は使えません なお、痛みが数日経過しても取れない場合や、ますます痛みが増すような場合はかかりつけの医師にみてもらってください
4	はり・きゅう・あんまは健康保険が使えますか？  (注) 支払いは窓口で全額現金払いとなりますが、あとで健康保険組合に請求することにより、一部が払い戻されます	はり・きゅう・あんま・マッサージは医師がその施術を認めた場合に限り、健康保険を使うことができます（注） はり・きゅうは神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症が対象に。あんま・マッサージは脳血管障害などの麻痺による半身麻痺、半身不随などの筋麻痺、関節拘縮が対象になります